

一般社団法人リペアエコノミー協会

会員規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人リペアエコノミー協会定款第5条第2項に基づき、会員に関する事項を定める。

第2条（種別）

当協会は、次の会員を置く。

- ① 特別会員：協会の理念に賛同し、修理ガイドや部品、設計図などを提供していただける法人・団体
- ② 保守会員：協会の理念に賛同し、電子機器の保守（主に修理）を協会に委託したい法人・団体
- ③ リペア会員：協会の理念に賛同し、修理事業を行っている、または、関心のある個人または法人・団体
- ④ 賛助会員：協会の理念に賛同し、共にリペアエコノミー（修理経済）の拡大・発展を進めていただける法人・団体

第3条（入会）

当協会に入会しようとする者は、当協会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、理事の協議においてその可否を決定し、これを入会申込者に通知するものとする。

第4条（入会金及び会費）

前条第2項により、入会が承認された場合、入会申込者は、下記の表に定めた入会金及び入会年度分の月会費を速やかに一括にて当協会所定の方法にて支払うものとする。

- 2 会員は、入会年度を除き、毎年1月末日限り、月会費を一括にて当協会所定の方法にて支払うものとする。
- 3 当協会は、一旦支払いを受けた会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行わない。
- 4 当協会は、会員への事前の告知をもって、会費を変更することができるものとする。
- 5 会員は、会費のほかに事業等による別途参加費等が必要となった場合は、これを支払うものとする。
- 6 会費および参加費用等は、当協会が指定する金融機関口座への振込みによる方法で支払うものとする。なお、支払いに伴い振込み手数料等が発生する場合は、会員の負担とする。

	入会金	月会費
特別会員	5万円	3万円
保守会員	3万円	1万円
リペア会員	5千円	3千円
賛助会員	5万円	3万円

第5条（会員特典）

各会員は、次の特典を受けることができる。

	研修参加機会 提供	イベント勉強会 参加	保守 委託	タイアップ企 画実施
特別会員	○	○	—	○
保守会員	○	○	○	○
リペア会員	○	○	—	—
賛助会員	○	○	—	—

- 2 次に掲げる特典は、全会員が受けることができる。

- ①ビジネスマッチング
- ②リペアエンジニア研修への特別価格での参加
- ③特別価格でリペア部品の購入
- ④団体の関連する各種イベントへの特別価格での参加
- ⑤メール等での協会からの情報提供等

第6条（有効期間）

会員資格の有効期間は1事業年度（1月1日から12月31日まで）とする。ただし、入会初年度については、入会承諾書を発行したときから、その年の事業年度の期間内とし、以後については、本規約第8条による会員資格の喪失または第9条による退会がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

第7条（会員の義務）

会員は、当協会の活動に対して協力するものとする。

- 2 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに届け出なければならない。

第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。
 - ②成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - ③死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - ④半年以上会費等を滞納したとき。
 - ⑤除名されたとき。
- 2 会員が、上記該当時点で発生している会費その他の債務等、当協会に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、一括して履行するものとする。会員が上記資格喪失事項に該当することで当協会が損害を被った場合、当協会は会員に対して損害

賠償を請求することができるものとする。

第 9 条（退会）

会員は、当協会が別に定める退会届を 1 か月前に提出して、任意に退会することができる。

第 10 条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が本規約第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第 11 条（会員名簿）

当協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第 12 条（改正）

本規約の改廃は、社員総会の承認をえなければならない。

以上

平成 30 年 3 月 22 日改訂